

田中好氏の横顔

淺 香 生

◇ 九月十二日の東京日々新聞に、田中好氏勇退。内務土木局の主と題して、こう報ぜられてゐた、わが國に於ける道路法の權威者で、かつ十七年間に務省土木局道路課勤務の土木事務官として全國的に令名のあつた田中好氏は、東京高逓鐵道會社の支配人兼庶務課長に就任することに決定、十二日内務省から左の如く發令があつた。と言つてゐる、實際田中氏の實業界入りといふことに付ては本年四月頃から眞當の様な嘘の様な風評はあつたが、其の後は殆んど此の風評は絶えて居つた様だつた。然るに全く突然に此の記事が出たのであるから、これを見た人々で、豫て此の噂を聞いて居つた人は「とう／＼眞實になつたな——」と

輕い溜息と落付かない淡い感情とが交錯した雰圍氣に襲はれたであらうし、初めての人々は愕然としたであらう。そしてしばしば茫然としたであらうことを思ふ。それほど田中氏の存在と行動とは世間から關心を持たれ、殊に土木行政界からは「無くてならぬ」人として重寶がられて居つたことは敢て記述する迄もない周知の事實である。

◇ 私に茲に貴重な紙面を藉りて氏の前半生を側面的に叙して見たいと思ふ。

田中氏は京都府士族、丹波の國は園部の産、明治十九年生れといふから本年四十九歳の戌年で働き盛りである。明治四十年一月に初めて京都府の土木課に勤務し經理事務に

従事したが、仕事が性に合はぬのか、そんな仕事は放た
かして専ら法學の勉強ばかりをやつて居つた様だつた。従
つて支拂事務は遅れる、請負人からは小言が出る、夫れば
かりではない雇に仕事を任せるので數百圓の二重拂をやる
といふ有様だつたといふことである。これに付て當時の主

任で田中氏等の先生に當る京都府の至寶丹羽元老の語ると
ころに依ると、「……何しろ年は若い朝から晩まで六法全
書と頸つ引きで理論家であつた。そして一事件に對しても
なか／＼諤々の議論をしたから書類は机上に堆積して居る
といふ風であつた。しかし仕事をしなかつたのではなく、
當時の田中君の頭は勉強で一杯だつたのだろう。支拂の經
理や起案は一日に何度といふ風に時間的に整然とやつて居
つた。」と。また「……そんな風であつたから舊式な事務の
取扱をやつて居る慣行とは全く變つて居るので、自然上司
のお氣に入らなかつた様だ。」と。しかし田中氏は此の間に
在つて確き信念の下に精勵すると共に他方立命館大學の法
律學科を卒へたのである。夫れから方向を轉換する積りだ

つたか辯護士試験を受くる準備に専念するので、仕事の方
は餘り熱心になれなかつた、確か一回受験したと記憶して
ゐるが失敗した、氏が内務省に來てからも研究的な態度と
何事に依らず、理論に依つてものを處理する熱度とはたし
かに此の邊から芽萌えたのであろう。

◇

青雲の志やみがたく、向學の氣滿身に漲る氏の態度は、
大聲一つ出しても衆目の眼に觸る様な空氣の中に在つて
は勢ひ昇給や賞與にも影響した。夫れに當時の辯護士試験
は六法全書の記憶力の試験見たいなもので、理論的に論述
しても合格さして呉れない、夫れや是等のことに憤慨した
ものか、氏は人生到る處青山ありとして、大正三年十一月
兵庫縣へ出向を命ぜられ這般他界した横濱市高級助役であ
つた田村清吉氏の後を襲つて間もなく土木課の主任屬とな
つた。

眠れる京都に比して兵庫は生き馬の眼を抜く式に活氣あ
る大縣であると共に、各種の土木事務の進歩幅濶は比較に

ならぬものであつた。そして氏は専ら本省關係の事務と訴訟事務とを擔當した。或時京都の名土木課長と謳はれた寺崎新策が重大問題を以て兵庫縣土木課長の竿田秀靜を訪問したとき、同縣の土木課長は一存では解決し兼ねた問題であつたので、主席屬を呼ばうといふ事と呼ばれて出て來たのが、當の田中氏であつて速座に夫れを解決した、京都の寺崎土木課長が歸來「田中を手離すのではなかつた、惜しいことをしたと」。述懐久しいものがあつたといふことである。

◇

此の頃から漸く氏の實力が顯はれ出して來た。時の縣庶務課長次田大三郎さんや親任官待遇の長官服部一三さんに見出され、また擔當事務の關係から當時内務省土木局の大書記官と謂はれた池田宏さんにも信頼される様になつた。

後年氏は常に述懐して言ふ。「僕が京都であれ程虐待に近い冷遇を受けたればこそ發憤もしたであろうが、一面あの時心ゆく迄に勉強の時間を與へて呉れたことは全く僕の生

涯の基本になつた。だから京都は何としても深い思ひ出の土地である」と。何と訓へられることの多い言葉ではあるまいか。

◇

兵庫縣に在職すること四年、蛟龍は遂に池中のものならずであつた。即ち次田さんが内務省の市町村課長のとき天下の英才をその麾下に集めることとし、田中氏も招かれて地方局に榮轉して來たのである。土木に始終して來た同氏としては地方局入りは勝手が違ひ稍々難有迷惑の感もないでもなかつたらしい。元老で今は無くなつた近藤行大郎氏や、今道路改良會に居る平井良成氏を上に戴き、明治以來の慣行や舊習に捉はれ前例を尙ぶ仕事振りには、何時も新進を考案し理論に生きる氏としては堪え難い苦痛であつたことを想像し得る。時に偶々次田さんは歐米に於ける地方制度の研究に洋行することゝなつたので、同氏や池田宏さんの推薦で土木局道路課に轉務することゝなつたのである。時に大正七年六月であつた。

道路課勤務の當時は丁度多年の懸案であつた道路法案が其の年の暮に帝國議會に提出せられ引續き各種の附屬命令の起草をやらねばならぬ緊急時であつた。また一面鐵道省主管の地方鐵道法案の議會提出の議があり、之が實現の曉に於て内務省主管の各種土木行政との折衝や協調をも法定化することを要する立場に置かれた、夫ればかりではない道路法と相關的な都市計畫法の制定に對して協調を保たなければなら無かつたのであつた。

當時の道路課長は現北海道長官佐上信一氏で、明快なる論調と遠識とを以てその抱負を實行して往かれたので位に上下の差こそあれその主義方針は全く同一であつたから仕事の能率は傍から見ても面白い迄に進展した。殊に時の土木局長堀田貢氏は犀利な頭腦でピン／＼と指導したから田中氏の眞價も此の頃から加速度的に發揮されるに至つた。恐らく田中氏も内心「天職を得た。」と思つたであらうことを深く追想するものである。

氏が官吏生活二十七年になるが、就中土木局在任十六年間を通じて土木行政の進展に心血を注いだのであるが、その間未塵も邪心なく始終一貫したその態度は誠に敬虔な尊いものである。

氏が此の間に最も苦心したものは、權限問題に付ては軌道法と自動車交通事業法の制定當時であらう。共に運輸營業を主管する鐵道省と、公共土木事業を主管する内務省とは各々の立場から猛烈な論争が展開したことは世人の記憶に新しいことであらう。前者に付ては土木局長堀田貢氏道路課長佐上信一氏に仕へ、後者に付ては土木局長三邊長治氏、道路課長清水良策氏に仕へ、共に間隙なく協力して強力なる理論闘争を爲したのであつた。また豫算關係に付ては大正十二年の關東大震災と一般國庫財政との關係から、十三年度の道路豫算は我多落ちとなりかけ、時の土木局長長岡隆一郎氏をして、「繰延削減居士」の自稱ペンネームを着けさせる位までに無殘の査定を受けた。氏は此の悲壯な

成行に對しても最後迄頑張り續け、遂に時の若槻内相をして兎も角も三百五十萬圓を維持せしむることに迄漕ぎ付けて見事成立せしめたことなどは、全く人の知らぬ苦心の一つである、氏の履歷書を繙くと、昭和二年十月三日内務省として次の様な經歷が載つて居る。即ち昭和二年九月一日發行雜誌「道路の改良」ノ時論欄「乗合自動車の主管省に就て」ノ題下ニ不穩當ノ言句ヲ弄シタルハ不謹慎ノ所爲ニシテ職務上ノ義務ニ違背シタルモノトス仍テ文官懲戒令ニ依リ譴責ス」と言ふのである、此ことは讀者諸君も記憶に新なることであるが、當時の遞信大臣望月圭介が乗合自動車の免許に就て地方長官に訓令したのは違法であると論難したのであつて、その記事の要旨とする所は、乗合自動車の主管省を明かにし、陸上交通の整理統一を論じ、道路を主管するものが乗合自動車を規律するに非ざれば、道路交通の進展を圖る所以でないこと及之に付ては道路法に規定されて居ることであるから、乗合自動車に關する權限は内務省に在るのであつて、遞信大臣が之に干渉せんとする

ことは違法である。従つて遞信大臣が發した違法の訓令に對し地方長官は服従する必要がないといふのである。論文の内容に付ては今茲にその可否を論議するの必要はないが、一體官吏は其の服務規律に依つて忠實勤勉なるを要し、殊に内務省の少壯官吏は傳統的に研究心の旺盛と職務に忠實なることを以て誇とせる所なるに拘らず、論文の技葉末節の字句を捉へ職務に忠實なる餘り譴責を受けたことは前代未聞で不可解とするところであるが、それはさう置いてもこの如きことも氏の勤勉と信念の現の一つである。

◇

苦心や努力は氏に限らず何人にでくあることで、殊に官仕へをする人には國家が之を要求して居るのである。その要求を滿すことが官吏としての服務であらねばならぬにも拘はらず、虚心にあらずして之を見るときは時に、横暴の様に見誤まれやすいのであるから、惻口者は苦心せざることに苦心する。言ひ換ふれば事勿れ主義とでも云ふのか成行き主義とでもいふのが通常の様に見受けられるのであ

る。然るに信念に生きる氏はそんな風評には耳をかさないで、馬車馬的に猛進する。これは全く私心あつては出来な
いことだろう。氏が道路課勤務中に立案した道路政策に現
はれた丈けでも、一般道路改良の助成政策から、重要府縣道
に於ける自動車道計畫、指定府縣道に於ける産業開發道路
計畫、失業救済、國府縣道改良政策、産業振興大道路計畫、
農村振興道路改良政策等は其の主なるものであろう。右の
中には政府の政策として實現しなかつたものもあるが、要
するに鋭敏な觀察力を以て積極主義を採る政府の下に於て
は夫れに適應するやう又消極主義を採る政府の下に於ては
又夫々巧に相當の理窟を付け世間の大勢を察知して時に應
じる機に臨んで進んで行つたことは、氏は路政界に與へた
賜である。

◇

氏はまた各方面に諸手を擴げて働いた。何しろ公職が土
木事務官兼鐵道省事務官といふ一人二職を持つて居つた
し、道路改良會幹事、日大高工講師、日大工學部教授、這

般全集ものとして完成した「高等土木工學」乃至は自治研
究叢書の編輯委員長といふ具合である。そしてまた雑誌
「道路の改良」には路政僧、丹波浪人、一記者等の名の下
に毎號に錦上添花を副へて居ることは、知る人ぞ知つて居
う。しかもその間他の同業雑誌の請を入れて盛んに執筆し
て居たのである。大正十五年の秋、未だ我國に於て土木行
政に付いての單行本の皆無なりし當時に於て氏は廣瀬著
述を爲して斯界に其の所論を問ふたが、全く畏敬すべき努
力であつた。しかもその内容は喋々する迄もなく、斯界の
慈雨であつた。氏の著述又は編纂に係るものは此の外「現
行土木例規類纂」や「土木法令」やまた高等土木工學全集
に於ける「土木行政」などがあるが、何れも斯界の指針と
して好評がある。書齋では約十年前から上古より驛遞時代
を経て輓近に至る日本道路史又は交通發達史ともいふべ
きものに手を染め博士論文の執筆中と聞く。

是等のことは努力がなくては全く眞似の出来ないこと
はあるまいか。氏の友人等は「餘り無理をしないで少しは

運動でもしたらどうだ。」と勧めても、「いや俺は勉強し仕事をすることが運動だ。」と云ふて暇さへあれば書齋に籠つて居る。常にあらゆる新刊書を読み、その書齋は法學、經濟學は固より歴史、地理、其の他に至る迄萬卷の藏書で満されて居ることを見るときは、氏の發展力が偶然事にあらざるを感得するであらう。

道路改良會が大正七年八月道路法の實施と殆ど期を一にして時の内相床次竹二郎氏、内務次官小橋一太氏や水野鍊太郎氏、澁澤子爵、内田嘉吉氏等其の他當代一流の名士を網羅して設立されたとき、氏も亦幹事の一員にあげられ爾來今度退官に至る迄同會に竭したその道路改良會が路政界を指導するがため講習會や、講演會を開催し、雜誌「道路の改良」が今日の如き多數の理解ある讀者を擁し我國土木交通界の權威ある雜誌となつたことに付ては、殆んど氏の隠れたる努力と撓まざる熱心に依るものであると言ふも敢て過言ではあるまい。

氏は一見無愛想な、そして取付きにくい様な態度がある。初めての陳情團などは判つて呉れたのか判つて呉れなかつたのかさへ判らないで歸される。地方廳から行つてもまあ大抵ものゝ十分も話して貰つて歸る方は得な方だろう。何だか物を云ふのが損な様な顔をして居る。それでゐて陳情の主旨も擲んで居れば要領も得て居るのであるから「簡にして要を得る」とは此の態度をこそ云ふのである。自ら御機嫌取りの言葉は決して氏の口から聞いたことがない。しかし戌年生れの關係でもあるまいが、なか／＼稚氣もあれば茶目氣もある。情味がないかといふと人一倍涙もろい和やかな半面がある。部下を指導し後輩の面倒を見ることの厚いことは一寸他に見られない情景である。三府四十三縣は固より北海道、樺太、さては臺灣、朝鮮から新興滿洲國々家に到る迄氏の世話になつて官途や民間に活躍して居る人の随分多いのも氏の人格の現れである。

かくの如く氏は多數の人を世話し面倒を見て居るのであるが嘗て一度も徒黨を組んだり、我儘を云ふたりしたといふことを聞いたことがない。それどころか氏は自分の推輓し又は面倒を見てゐる人に對しては努めて無理な人事行政をやつたことのないのを見ても如何に氏が私情と公道を區別するに苦心をして居つたかといふことが判るのであらうし、夫れがまた一層氏の謙讓の美德の發露であつたであらう。多數の同僚に敬慕せられ技術官と圓滿に協調して居る邊りは全く羨やましい限りであらう。氏の人物を簡單に評せば「味のある人」の一言に竭きる。

◇
私が田中氏に對して最も畏敬して止まないのは氏は未だ嘗て、決して上官や權力の門を叩かぬことである。尤も禮儀は別とするも、氏は自ら進んで之等の裏門を潜つたことを聞いたことがない。のみならず氏は最も之を忌避して居つたと思ふ。男子として當然のことながら近世の官吏中には稍々ともすれば、裏門を潜り表面に廻る手輩が多いと聞

くきに、何と愉快な項門の一針ではあるまいか。我等は此の如きことは人生に於ても嘲ふべき一些事としか考へないが、事實は眞劍になつてゐる人のあることを思ふと彼れ是れ比較して嘔吐を催すことの數ならぬを不快に感じると共に、氏の人生觀に教へられることの多きを欣ぶものである。

◇
田中氏が權門を潜らぬことは、實力あることゝ一面には性格の然らしむることに由るであらうが、氏はそれどころか、事務上でも減多に上官を訪問しない。御用があれば呼び出しが来る筈」として弛まず勉強をして居る。前にも述べたやうに當時の内務大臣腕の喜三郎から譴責を受けたとき當時の土木局長宮崎通之助氏は脊髄カリエスで病床にあつた、夫れで道路課長たりし現内務次官の丹羽さんは、氏の氣分を和げ且つ慰藉すべく當時荻窪の陋屋に氏を訪ねて、懇ろにことの成り行きと、官廳としての態度を表明したことがあつた。訪ぬる人も涙であり、訪ねられる人もま

た涙であつた。此の使ふ人と使はれる人との情愛こそ眞に羨むべである。

◇ 氏はまた至つて淡泊な性格の持主である。一見議論に始まり議論に終るのが普通の如くであるが、議論する爲の議論ではないのであるから、必ずしも議論に拘泥するものではない。新らしき理論と正論とは潔ぎよく兜を脱ぐ丈けの氣量と度胸とがある。

滿面朱を注ぎ口角泡を飛ばして居つても、理解して負けたと思へば「あーそーか」と欣然として教へに従ふ當りは一寸見られぬ勇氣ではあるまいか。

朗らかな動作は氏の最も好むところであつて、其の間未塵も不純がない。過ちを改むるに憚るなかれ」とは筆者が小學校のときに重ねて教へられたことであり、人間としてなくてはならぬ美德であるが、その實際は云ひ知れぬ苦惱と羞恥とを伴ふものであるが、假令權門には下らずと雖も、之れには未練なく勇敢に閉口する邊りは全く決斷力のある

證左ではあるまいか。

◇ 氏は酒をたしなむ。たしなむといふよりも寧ろ好む方であらう。それで居て未だ中毒にもかゝらない所を見ると身體の組織が餘程普通人より異つて居るのではあるまいか。此の點氏は氏を生んで呉れた親に感謝せねばならんと常にいふて居る。宜なる哉である。酒は吞むが生來の無器用は未だに踊りの一つも判らねば、流行歌の一つも満足には謡えない。強いて謡い得るものといへば（節廻しを別にして）故郷の關係か丹波篠山と福知山音頭位であらうが、此の時は聽いて居る方が、氣の毒な位である。多年の間には讀者諸君中にも此の憂氣味を見た人も多々あるであらうことを同情に堪へない。氏の理論で行けば、歌を謡ふ爲に酒を呑んでゐるのではない。」とは勿論であるが、少し位覺えても叱られることもないであらう。

◇ 以上を以て私は、田中氏に對する横顔を思ひ出す儘

忌憚なき事實とを記憶に委せて順序もなく書き綴つた。讀む人、見る人に依つては、その感得も批評も自ら區々になるであらう。たゞ千萬無量の味ひのある氏の半生に對しては餘りにも下手な記述であると共に、補足し得ざりしことの多かりしを憾むものである。殊にその筆致が何等修飾なく卒直であり、荒削りの羅列であるが故に、徒らに氏の品位を傷つけ、眞價を失ひたらんかと夫れを慮れるものである。

◇

三等一級、正五位勳五等として國家の知遇を受けた氏は今や官界に惜まれつゝ、實業界に身を投じた。之れは氏の長所短所を十分に知悉して居られる唐澤前土木局長や廣瀬現土木局長の熱心な推輓や、内務次官の丹羽さんや、佐上北海道、湯澤廣島の各長官の後援に依るものと聞くから力強いものがあるであらうし、達觀的には潮時を得たと云ひ得る。しかし土木行政には權威者でも實業界では幼稚園の兒童であらう。従つて見る人に依つては將來を危惧する人も

あらう。しかし私は氏の熱心と努力、正しい理想と無慾、恬淡を以てしては必ずや大成されることを信じて疑はない。

頃日荻窪の屋舎で、「懸命にやつて失敗すれば止める丈夫さ。」との一言を聞いたとき言ひ知れぬ力強さと、固き信念に敬服したと共に、得難き氏を得た高速鐵道の幹部諸公の幸福とを祭して擱筆する。

巴 藤

われと惱む女かしまし秋の雨
古書に見る古城の跡や秋の雨
アトリエのゆかに朱泥や窓の月
中秋や垣根に小さき名無草